

平成 29 年 2 月 20 日

御客様各位

NYK Container Line 株式会社

「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正」に関する対応について

拝啓

貴社、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

敬具

記

「国際海上危険物規定第 38 回改正 (IMDG コード Amdt. 38-16)」を受け、平成 29 年 1 月 1 日より、国内でも新規則が適用されており、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」も一部改正がなされております。

改正点の概要としては、

1. 表示関係

- ① リチウム電池に関する表示
- ② ポータブルタンクへの国連番号表示の緩和

2. 危険物リスト

- ① 新規エントリーの追加 (10 種の新規エントリー)

注) UN3166「内燃機関、自動車及び燃料電池エンジン」が細分化され、自動車を除いた「内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械」が UN3528、UN3529、UN3530 に分類されております。当該危険品については、Special Provision が追加、変更となっております。

- ② 新たに「重合のおそれのある物質」を危険物とし、その判定基準及び運送要件を規定
- ③ 品名の変更
- ④ 海洋汚染物質の追加
- ⑤ 有機金属化合物に於ける相互の隔離要件の削除
- ⑥ 一部危険品において、容器及び包装の特別規定「BK2」を削除

3. 温度管理が必要な危険品の収納方法

高压ガス、引火性液体類、毒物又は腐食性物質に分類される危険物であって重合のおそれのあるものについて、新たに温度管理に関する要件を追加

4. その他

国土交通省 HP : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000150068>

以上